

令和 8 年度 こどものまちづくりイベント
「Mini Mini Midori 〜『GREEN×EXPO 2027』に向けて〜（仮称）」企画運営業務委託
受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第 1 条 令和 8 年度 こどものまちづくりイベント「Mini Mini Midori 〜『GREEN×EXPO 2027』に向けて〜（仮称）」企画運営業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第 2 条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （1）当該業務の概要等
- （2）プロポーザルの手続き
- （3）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （4）評価委員会及び評価に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第 3 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- （1）業務実績
- （2）実施方針
- （3）実施体制
- （4）その他当該業務に必要な事項

（評価）

第 4 条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）業務実績
 - （2）実施方針の妥当性・独創性・具体性
 - （3）実施体制の妥当性・独創性・具体性
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザル評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長 緑区総務課長
副委員長 緑区地域振興課長
委員 緑区区政推進課長、緑区福祉保健課長、緑区こども家庭支援課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年11月18日から施行する。